第

3 5 4 3

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年

6月 24日 火曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミュレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

○ 為替相場が著しく変動した場合

A:帳簿価額と期末時価との差額が15%以上ある場合は、期末時レートで換算することが認められます。

【解説】

法人税では、法人が事業年度終了のときに おいて有する外貨建資産等につき、その事業 年度においてその外貨建資産等にかかる外国 為替の売買相場が著しく変動した場合には、 その外貨建資産等と通貨の種類を同じくする 外貨建資産等のうち外国為替の売買相場が著 しく変動したもののすべてにつきこれらの取 得又は発生の基因となった外貨建取引をその 事業年度終了の時において行ったものとみな して、外貨建取引の換算及び外貨建資産等の 期末換算の規定を適用することができると規 定しており、外貨建資産等の帳簿価額と期末 時価との差額が期末時価に占める割合がおお むね15%に相当する割合以上となるものがあ るときは、外国為替の売買相場が著しく変動 した場合に該当するものとしてこの取扱いを することができるとしています。

したがって、外貨建資産等の帳簿価額と期 末時価との差額が15%相当額以上の開きがあ る場合には、この規定の適用を受けて、期末 時のレートで換算し直すことが認められます。

なお、この評価替えは、切放し方式(評価替えをしたらその評価替え後の金額が帳簿価額となる)となります。







